

## 家庭的保育事業等の認可等について

### 1. 諮問内容

令和 3 年 10 月 1 日付けで、令和 4 年 4 月 1 日開所予定として、特定非営利活動法人えがおネットより「小規模保育施設」の認可申請書の提出がありました。

認可及び利用定員の設定については、関係法令の規定により、子ども・子育て会議等において意見を聴くこととされているため、今回、諮問するものです。

### 2. 根拠法令

#### (1) 小規模保育施設等の認可に係る意見聴取

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項・第 4 項

##### 児童福祉法

第 34 条の 15 第 2 項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

第 34 条の 15 第 4 項 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### (2) 利用定員の設定に係る意見聴取

子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項・第 2 項

##### 子育て支援法

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員・・・を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子ども  
の保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 3. 主な認可基準

#### 小規模保育事業 A 型

項目	主な認可基準
設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室を設けること</li><li>・満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（付近の代替場所を含む）を設けること</li><li>・上記に加え、調理設備及び便所を設けること</li><li>・乳児室及びほふく室の面積は3.3㎡/人以上であること</li><li>・保育室又は遊戯室の面積は1.98㎡/人以上であること</li><li>・保育室等を2階以上に設ける場合には、必要な条件を満たすこと</li></ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない</li></ul> ※調理業務を全部委託又は搬入の場合は調理員不要 <ul style="list-style-type: none"><li>・必要保育士数は下記保育士数に1名を加えた数とする</li></ul> 0歳児　：おおむね3人につき1人 1・2歳児：おおむね6人につき1人
定員数	6人～19人（0～2歳児）
保育時間	原則8時間
食事	自園調理 ※連携施設からの搬入等、要件を満たす場合は搬入施設からの搬入可能
連携施設	利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、小規模保育事業の提供終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること。 (1) 保育内容の支援 (2) 代替保育の提供 (3) 卒園後の受け皿